

審査の結果の要旨

氏名 相澤 真一

戦後日本の教育は、中学校を義務教育に組み入れ、単線系の教育制度を発足させた。この変化は、戦前期の教育制度と比べると、ほとんど全ての生徒に中等教育レベルの学習が可能かどうかと言う切実な問題を引き起こした。そして、この問い合わせ不間に付し、留保することで、「平等」な教育を実現しようとした。本論文は、新制中学校の発足と制度化の過程を対象に、その教育内容をほぼ全ての生徒が学習可能であるか否かを留保、すなわち、この問題を棚上げする見方が、どのように成立したのかを、日本教職員組合の全国教研集会等での議論を主なデータとして、教育社会学の視点から明らかにした実証研究である。

本論文は序章と 6 章よりなる。序章で研究対象とする時期区分と論文の構成が示された後、1 章では分析枠組みとなる「教育運動言説」の概念が抽出される。「社会運動の社会学」に依拠しつつ、教育言説と運動言説を組み合わせることで構成される教育運動言説の概念を用いることで、教育言説に神聖性が付与される過程への注目が可能になることが示される。さらには、学習概念の検討を通じて学習可能性についての定義付けが行われる。

この分析枠組みをもとに、2 章では、日本との比較を念頭に、アメリカの中等教育拡大期の議論についての検討がなされ、個々の生徒の学習必要性に応じた学習可能性という考え方が出される過程が描かれる。3 章では、50 年代前半までの学習可能性をめぐる議論が分析される。制度を構想した政策側と教育実践に関わった側の言説を対象に、政策側では、基本的には同じ教育内容を全ての生徒に学習させること、カリキュラムの分化を進めていくことが提唱されるが、実際には分化の時期があいまい化されることで、分岐的な構造に至らなかつたこと、実践側では、知能検査を用いることで生徒の学習可能性を能力面からとらえる見方があったことが示される。

4 章では、教育内容の切り上げを伴った学習指導要領の 58 年改訂を契機に、日教組を中心とした教育運動側の言説が対抗言説としての性格を強め、学習すること自体に価値があるというように学習目的をより抽象化することで、学習不可能な生徒がいることを意図的に言明しないようになる過程が描かれる。この分析を受け、5 章では、能力別学級編成を否定しつつ、教育実践レベルで、平等に高い教育達成を目指す実践が教研集会の場で議論されたことが示され、教育運動言説と教育実践との関係が明らかにされる。これらの分析を受けて、結論にあたる 6 章では、各章の知見を整理するとともに、学習可能性を留保することの問題点が議論される。

このように本論文は、学習可能性を切り口に、教育運動言説の変化の分析を通じて、戦後「平等な教育」の信念がいかに生成されたのかを実証的に明らかにした。教育実践の分析にはやや物足りないところが残るが、国の政策への対抗が学習不可能性の留保を導いたという論の展開は重要かつオリジナリティをもつ。その点で、今後の教育研究に重要な貢献をなすものと考えられる。以上により、博士（教育学）の学位論文として十分な水準に達しているものと認められる。